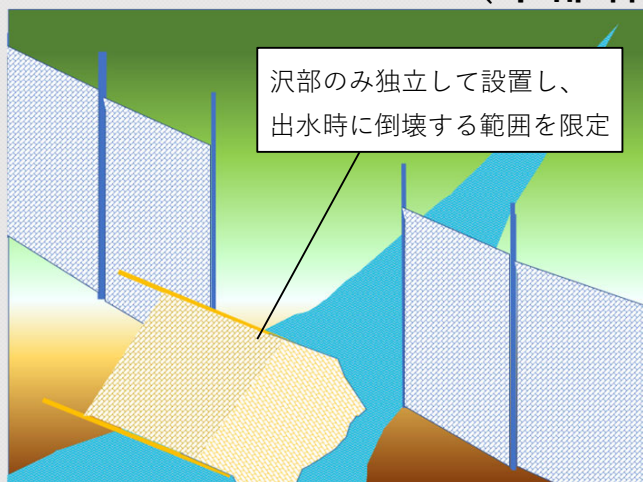


事例 19 「受け流す柵」による獣害対策

(中部森林管理局 愛知森林管理事務所)



- ・ 愛知県設楽町 段戸国有林
- ・ (左)「受け流す柵」のイメージ図
(右)「受け流す柵」修復作業(令和5(2023)年11月)

シカによる造林木への食害が深刻な状況となっており、国有林では、被害地域に造林を行う際には、造林地周囲に獣害防護柵を設置し、食害の防止を図っています。しかし、従来の沢部の防護柵設置方法では、大雨による出水で柵が連鎖的に倒壊しやすいという弱点がありました。

愛知森林管理事務所では、壊れない柵を設置するという従来の発想を転換し、あえて沢部を壊れやすい仕様にした上で、倒壊後の復旧を容易にする「受け流す柵」の技術開発に取り組んでいます。

「受け流す柵」とは、大雨等による出水時に防護柵が倒壊しやすい沢部において、周囲の柵と独立して設置する柵のことで、出水時には当該柵のみが倒壊することで、周囲の柵に被害が及びにくくなり、復旧の対応を倒壊箇所限定することができます。また、柵の構造がシンプルなため、誰でもその場で簡単に修復でき、維持管理が省力化されます。

実際に、令和5(2023)年6月の台風による豪雨時も「受け流す柵」のみが倒壊することにより、被害を最小限に抑えることができました。

「受け流す柵」は従来の防護柵の材料で作成可能で、防護柵の設置場所であればどこでも応用が利くことから、同所では、新たな獣害対策方法の一つとして普及に努めています。